

# 業務部速報

No. 67

発行 18. 3. 7

JR東労組 業務部

申20号

人権侵害、団結権侵害の「脱退強要」「不当労働行為」を直ちにやめ、社員を監視する異常な職場実態の是正を求める緊急申し入れ

## 第1項 JR東日本は、人権と団結権を侵害する「脱退強要」をはじめとする「不当労働行為」を即刻やめること

(組合) 執拗におこなわれている脱退強要、不当労働行為は認められない。支社の総点呼や職場での連日の訓示は、明らかにJR東労組を敵視する内容である。30年築き上げてきた労使の誠実な議論で解決していきたい。その前提として会社は職場実態を調査して今交渉に臨んでいるのか。

(会社) そのような事実は認識していない。当然不当労働行為を行う意思はない。JR30年はお客様・地域から支えられてきたこと、将来については、自ら考えて行動してほしいという思いを訓示している。社員によって色々な受け止めはある。

(組合) 経営幹部が職場に入る度に脱退者が増える。会社が関与していることで脱退者が発生している。

(会社) 因果関係は否定する。社員に意欲を持って貰うためで、脱退を企図してはいない。

(組合) 訓示で「労使共同宣言は地に落ちた」と語っている目的はなにか？

(会社) 幹部の発言を一言一句把握していないのでわからない。

(組合) 現場で賃金控除停止依頼書が意図的に大量に用意され、現場長から個人に配布されている箇所もある。

(会社) 賃金控除停止依頼書は社員の要求があって渡すものだ。事務手続きに必要な物は用意している。

(組合) 個人面談で脱退の話がされる人とされない人がいる。業務が多忙になる時期に、無理をしても面談を実施する目的と内容はなにか。

(会社) 本社・支社は個人面談を指示していない。現場長が幹部の思いを咀嚼して、個人の行動目標などを含め確認しているのではないか。

(組合) 上司から脱退届が配布され、見本までである。全支社で起きている。東労組として職場の現実を把握している。団結権、人権を侵害する不当労働行為を直ちにやめること。

(会社) 様々な事象が出されているが、脱退強要、不当労働行為を行う意思は全くない。事実も把握していない。パワハラになるような事はない。

事実認識はすべて対立!!

## 第2項 組合員を威圧する職場管理の強化のために設置した「監視カメラ」を即刻撤去すること。

(組合) 設置された監視カメラの目的が不明だ。経産省のガイドラインを認識しているか。プライバシー保護等の法令は何に基づいたのか。

(会社) 防犯目的で行動監視が目的ではない。経産省のガイドラインには該当しない。準拠した法令を説明する必要を感じない。

(組合) 「監視カメラ」の設置が安全を脅かしている。不安から事故も発生している。即刻「監視カメラ」を撤去すべきだ。

(会社) 事象は把握していない。業務に専念できるように設置した。カメラが付いて安心したという声もある。設置は拡大していく。

会社による「脱退強要」「不当労働行為」を許さず全職場から反転攻勢のたたかいを創り出そう!!